



第1章

計画の基本的事項



1 計画の目的

環境問題は多岐にわたります。

ますます暑くなっていく地球、これまでに経験したことのない台風や大雨、絶滅に瀕するたくさんの生物、大気や水質の汚染、ごみの処理や資源の再利用、隣家からの騒音や悪臭、ペットとの上手な付き合い方。

環境問題は多様で、それぞれに深刻です。そして、例えばプラスチックの問題がごみの問題であると同時に化石燃料の問題でもあり、また海洋汚染の問題でもあるように、それぞれの問題が分野を超えて複雑に絡み合っています。

では、このような環境問題に対して、私たちは何をすべきでしょうか。一人ひとりの日々の小さな行動の積み重ねが大切であることは間違いありません。この意味でまず何より、行政はもちろん、市民や事業者等がそれぞれに環境配慮を心がけていく必要があります。

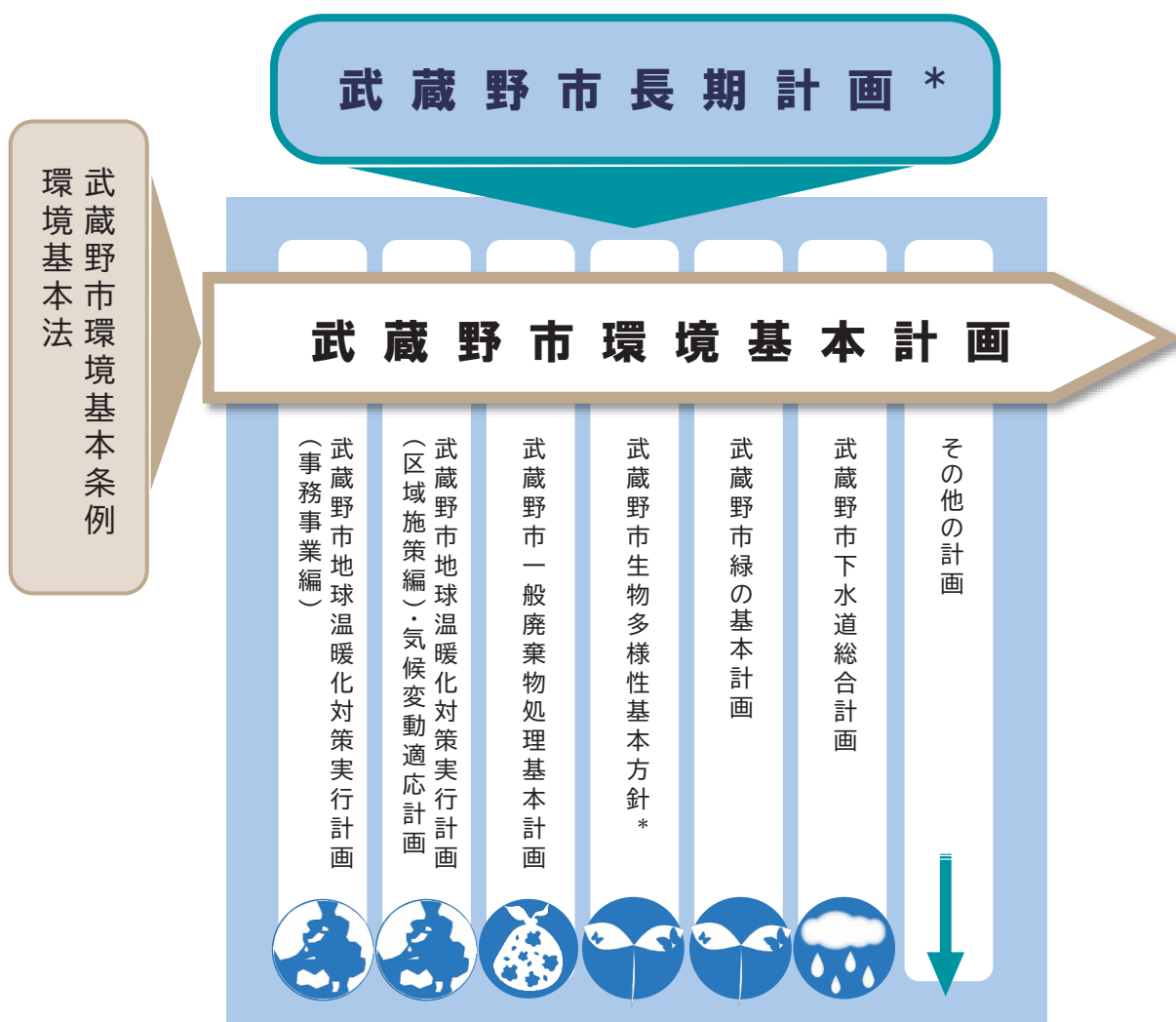
ただしそのうえで、行政には環境に関してさらなる責務があると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的に捉えながら、市民や市民団体、事業者等と連携するためのネットワークを構築し、総合的な解決策の実行を通じて次世代に住みよいまちを引き継ぐ責務です。

このことを前提に、「武蔵野市環境基本条例」第5条の規定に基づき、本市の環境施策を体系化し、総合的・計画的・効果的に推進するために、本計画を策定します。なお、本計画は、平成27（2015）年度に策定した第四期環境基本計画の計画期間が令和2（2020）年度末までであったことと、本市の状況や社会環境が大きく変化したことを踏まえ、同計画を改定したものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、市の行う環境施策について大きな方向性を示す計画として、第3章で設定する基本理念を軸に、環境について取り扱う他の計画の内容を横断的に取り扱います。



- ・武蔵野市都市計画マスタープラン*
- ・武蔵野市道路総合管理計画
- ・子どもプランむさしの
- ・武蔵野市農業振興基本計画
- ・武蔵野市学校基本計画
- ・武蔵野市地域防災計画
- ・武蔵野市健康福祉総合計画 等

3 計画の対象

(1) 主体

本計画は原則として行政の行う環境施策を対象とします。ただし、環境に関する取り組みの担い手である市民や市民団体、事業者等の行動にも触れ、またこれらの主体と行政の連携についても記載します。

(2) 分野

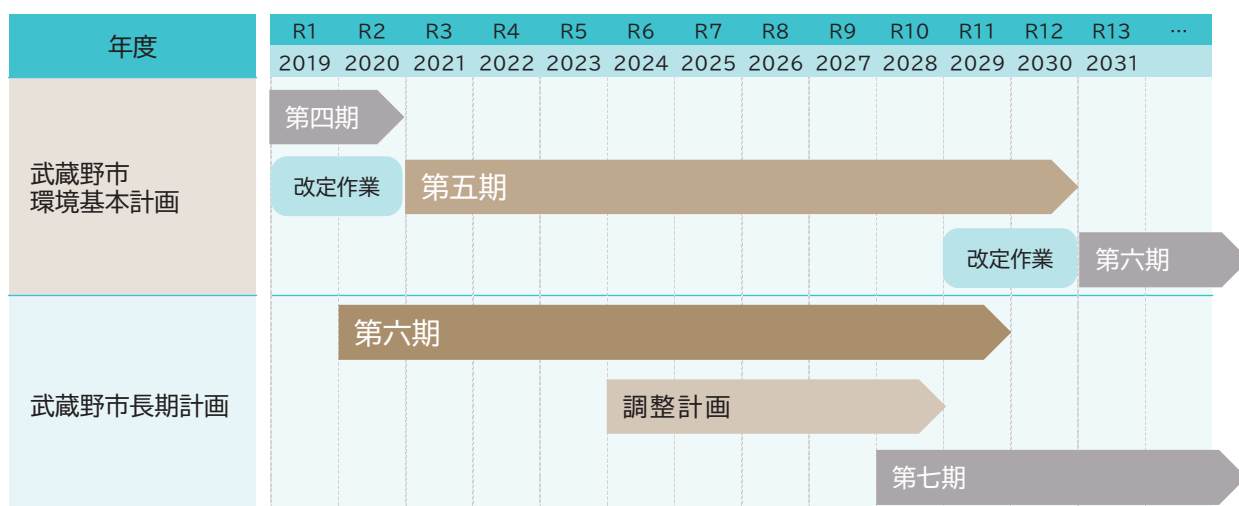
本計画は環境の意味を広く捉えますが、原則として、①地球温暖化・エネルギー、②廃棄物、③自然環境、④都市環境、⑤公害・災害の大きく5つの分野を取り扱うこととします。さらに、これらの分野の全てに共通する前提として、環境啓発についても一つの項目として取り扱います。

(3) 地域

本計画は市内全域を対象とします。ただし、環境問題の多くが行政境と関係なく広域にまたがっていることから考えて、本市が多摩地域内で担う役割や、他自治体との連携についても記載することとします。

4 計画の期間

本計画の期間は令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。ただし、毎年度行う計画の評価や、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても計画の見直しを行います。

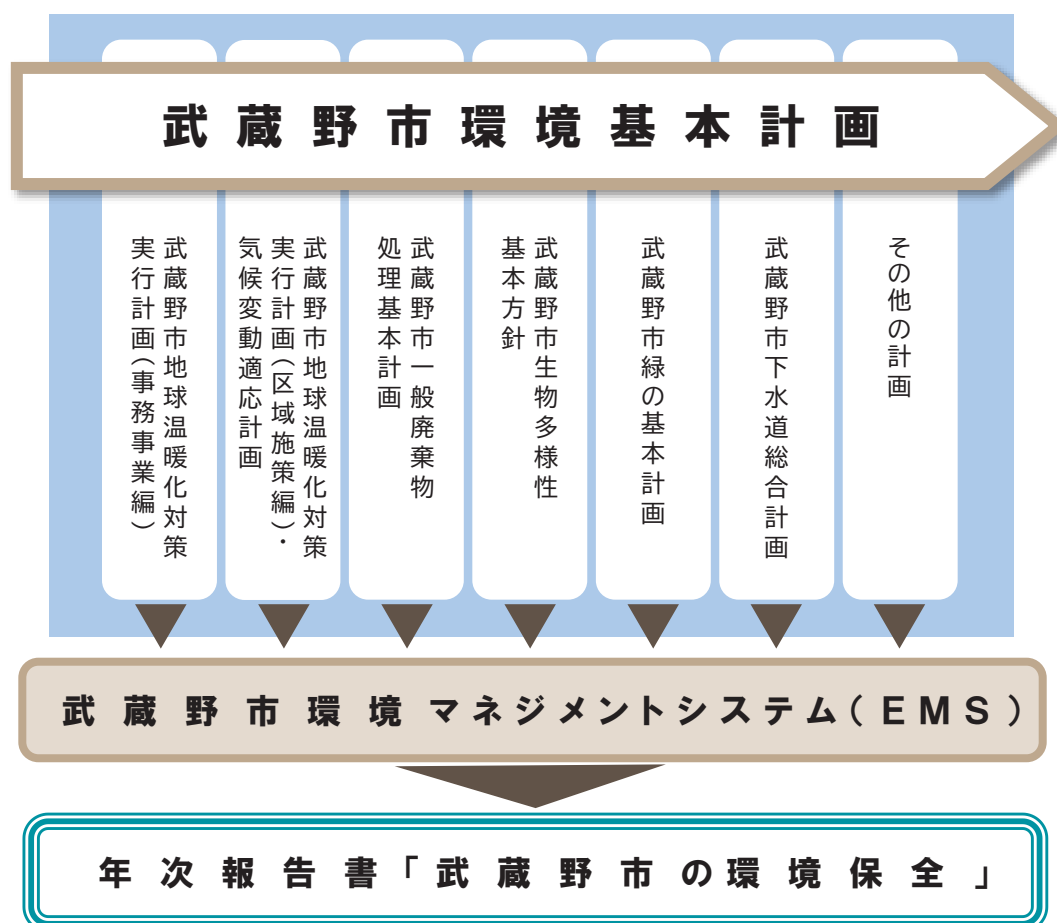


5 計画の進行管理

本計画は施策の大きな方向性を示すものであることから、具体的な施策のレベルでの進行管理は各個別計画に委ねることとし、本計画においては第3章で示す環境方針ごとに総合的な視点で評価を行い、これを進行管理に用います。評価は年次報告書「武蔵野市の環境保全」に記載し、環境市民会議の審議を受けるとともに、市民にも公表します。また、評価を受けて、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて本計画を改定します。

◆環境基本計画と武蔵野市環境マネジメントシステム*の関係性について◆

各個別計画における具体的な施策の進行管理には、環境に関する事務事業を管理する仕組みである「武蔵野市環境マネジメントシステム」(EMS)を活用することとします。EMSを通じて管理された施策群の評価が上述の環境方針ごとの評価になるため、EMSは環境基本計画を推進するツールでもあると言えます。



◆武蔵野市環境マネジメントシステムとは◆

本市では平成 12（2000）年より ISO14001* に基づく環境マネジメントシステムを運用し、事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷*の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。そして、平成 29（2017）年 4 月にさらなる有効性を求めつつ合理化と簡素化を図るため、ISO14001 の認証を返上し、独自の「武蔵野市環境マネジメントシステム」（EMS）に移行しました。新しい EMS は環境基本計画の推進ツールとしての位置付けを明確にしており、事業所としての環境負荷の軽減だけでなく、具体的な環境施策の進捗管理に活用されています。

